

奈良県広域水道企業団議会傍聴規則をここに公布する。

令和7年2月21日

奈良県広域水道企業団議会議長 吉田 雅範

奈良県広域水道企業団議会規則第2号

奈良県広域水道企業団議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第130条第3項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(一般席への入場)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の用紙に住所及び氏名を記入し、傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴席が満員となったときは、議長において傍聴人員を制限することができる。

3 多人数が集団で傍聴しようとする場合において、その団体を入場させることにより、他の傍聴人の席が著しく少なくなると認めるときは、その若干人を指定して、これを許可することができる。

(傍聴券の発行)

第4条 議長は、一般席の整理上必要があると認めるときは、傍聴券を発行することができる。

2 前項の傍聴券は、会議の当日、議会事務局の所定の場所で先着順により交付する。

(傍聴席への入場禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 旗、のぼり、プラカードその他これらに類するものを携帯する者
- (3) 他人に迷惑をかけると認められる行為又は服装をしている者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にある間、次の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子をかぶらないこと。
- (2) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 放談その他騒がしい行為をしないこと。
- (4) 議場における言論に対して拍手その他の方法で公然と可否を表明しないこと。
- (5) つえを必要とする身体障害者及び高齢者以外の者はつえを持たないこと。
- (6) 携帯電話その他音声を発する機器の電源を切ること又はマナーモードにすること。
- (7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ議長の許可を得た者はこの限りでない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第10条 議長は、傍聴人がこの規則に違反するときはこれを制止し、従わないときは退場させることができる。

2 議長が傍聴を禁止したとき、若しくは傍聴を拒絶したとき、又は退場を命じたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。